

【R7国道19号防災東広津地区外改良3工事】に対する質問及び回答の内容

No.	質 問	回 答
1	<p>■照会事項 当社は、入札説明書に記載された必須提出書類に基づき、配置予定技術者の資格者証の写しとして、監理技術者証の写しを提出いたしました。 また、入札説明書には「監理技術者にあつては、監理技術者講習修了証を添付すること」との記載があり、当社はこれを必須書類と認識し提出しております。</p> <p>■当社の認識 入札説明書77頁（別記様式-3）【別添】5. 配置予定の主任（監理）技術者にあつては直接かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、申請時の日以前に3ヶ月以上の雇用関係があることを確認の出来る資料（監理技術者資格者証（両面）と記載されています。 従いまして、監理技術者資格者証の裏面にある監理技術者講習修了証に記載された講習修了年月日が、配置予定技術者の恒常的な雇用関係を証明する一要素であると理解しており、書類を提出することで「配置予定技術者に係る要件を満たす」と判断しました。</p> <p>■確認および再検討のお願い 今回の通知では、「恒常的な雇用関係が確認できない」との理由が示されておりますが、当社としては、配置予定技術者の恒常的な雇用関係を証明する書類として監理技術者講習修了証の写しを提出しており、「競争参加資格なし」と判断されるまでの理由ではなく、書類確認過程における認識の相違があったものと考えております。 当該判断につきまして、改めてご確認いただきたくお願い申し上げます。</p>	<p>提出の監理技術者資格者証写しの裏面にある監理技術者講習修了の年月日は、監理技術者講習の修了時期を示すものであり、入札参加者と配置予定技術者間の雇用期間を証明するものではありません。 他に雇用期間を証明する資料の提出がなかったため、監理技術者資格者証写しの表面にある交付日より雇用期間を確認し、3ヶ月未満と判断しました。 また、監理技術者資格者証にて3ヶ月以上の雇用期間を証明できない場合につきましては、入札説明書の申請様式7ページの⑩に記載のとおりです。</p>